

# 告 示

## 埼玉県告示第千三十三号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

八潮市

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点測量・出来形確認測量）

### 三 作業地域

八潮市大字鶴ヶ曾根の一部、八潮市大字二丁目の一部

### 四 作業期間

令和三年八月二十五日から令和四年三月十八日まで